環境省総合環境政策局環境影響評価課　御中

「環境影響評価制度専門委員会報告（案）」に対する意見

提出者：土木学会土木計画学研究委員会　環境・地域・社会資本問題検討小委員会　有志

（連絡先担当者：仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-06　東北大学大学院情報科学研究科　福本潤也

　電話022-795-7504，電子メールfukumoto@plan.civil.tohoku.ac.jp）

１．「調査、予測及び評価の手法」に対する意見

箇所： p.4（２）イ　調査、予測及び評価の手法

意見：「我が国でSEAを導入するに当たっては、環境面の影響のみの評価を行うこととすることが適当である。なお、事業計画の決定に当たっては、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価が行われることになる。」と記されているが、構想段階の計画制度については事業種ごとに異なる点に留意する必要がある。例えば、国土交通省所管の事業に限っても、道路等のように構想段階の手続きに関して法制度が十分に対応しておらず、法的根拠のないガイドラインに依って手続き化が進められているものがある。この場合、SEAのみが法定手続き化されて環境に特化した評価を行うとすれば、計画策定と言う全体手続きからすると、制度面のバランスを著しく欠く危険がある。これでは、国民や関係者の側からみて手続き上の混乱を生じかねない懸念が強い。今後、SEAを効果的、そして効率的に実施するためには、事業ごとの特性に配慮しつつ、制度面でバランスの取れた手続きとなるよう、関連する計画手続きの法制度化を進めるように、国土交通省等へ要請することが望まれる。

２．「調査、予測及び評価の手法」に対する意見

箇所： p.4（２）イ　調査、予測及び評価の手法

意見：コメント１に関連するが、河川等のように構想段階の手続きが法定化されている場合には、SEA制度が新たに導入されることで、構想段階の手続きがいたずらに複雑化してしまい、社会的な合意形成が阻害される危険性がある。「事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度とすることが適当である」とあるが、構想段階の手続きに関する既存の法制度の見直しの必要性についても制度導入前に議論しておくことが望まれる。

３．「環境影響評価に関する情報の発信と整備」に対する意見

箇所：p.5，（２）ウ

意見：住民や公衆の関与について明確に記されていないが、構想段階の計画策定に関しては、公衆の関与が環境影響の評価面に留まるものではないことに十分配慮した柔軟な制度とする必要がある。

４．「事後調査」に対する意見

箇所：p.9，下から14行目から12行目

意見：以下の文章については意味が分かりにくいので、注釈を加えることが望まれます。

「事後調査とは、法に基づく「将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に行う環境の状況の把握のための措置」について、基本的事項において、当該措置に係る「工事中及び供用後の環境の状況等を把握するための調査」と位置付けられているものである。」

５．「生物多様性の保全に関する技術」に対する意見

箇所：p.11，（２）

意見：「生物多様性オフセット等の生物多様性の保全に関する新たな技術動向」とあるが、生物多様性オフセットは単なる技術では決してない。環境影響評価や環境行政権者の許認可権と結びついて初めて有効に機能する仕組みである。国内外の事例を蓄積する場合にも、単なる技術動向についての整理に留めるのではなく、事例として取り上げた国・地域における環境影響評価の適用対象・評価手法・評価手続き、さらには，事業の構想段階から実施段階までの手続きまで含めた整理が必要である。

６．「住民、地方公共団体及び国（環境省）の役割」に対する意見

箇所：p.13，（２）

意見：環境影響評価の目的の一つが生物多様性の保全にあることは明白である。ただし、生物多様性が何を意味するかについては人々の間で必ずしも意見が一致していない。例えば、希少種を保全することや一定範囲に生息する生物種の種数を減らさないことが生物多様性の保全であると考えている人は少なくない。希少種や生物種数を維持することにいかなる社会的意義があるのか不明であると考えている人にとっては、生物多様性の保全を目的とする環境影響評価についても意義を見出すことが困難であると想像することができる。環境影響評価の必要性についての社会的な理解を深めるには、自然環境に関する基礎的情報を提供するだけではなく、生物多様性の定義やそれを保全する意義についても社会的理解を促進していく必要があると考えられる。

以上